

令和7年度 島根県立特別支援学校（知的障がい教育）高等部 生徒募集要項

島根県立松江養護学校
島根県立出雲養護学校
島根県立石見養護学校
島根県立浜田養護学校
島根県立益田養護学校
島根県立隠岐養護学校

1 出願資格

特別支援学校（知的障がい教育）高等部に出願をすることができる者は、以下の①に該当する者であり、かつ②又は③に該当する者とする。なお、①②に該当する者のうち、中学校又は義務教育学校の通常の学級在籍者は、島根県教育委員会（特別支援教育課）（以下「県教育委員会」という。）から出願資格を有すると判断された者に限る。ただし、中学校又は義務教育学校を卒業後6年以上経過している者は除く。

- | |
|---|
| ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障がい者 |
| ② 特別支援学校中学部、中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）を令和7年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者 |
| ③ 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者 |

また、以下のことを満たす者とする。

- | |
|--|
| ○ 入学志願者は、原則として島根県内に居住している者とする。ただし、特別の事情が認められる県外居住者については、志願先の特別支援学校長は出願を認めることができる。 |
| ○ 入学志願者並びに保護者※ ₁ 及び担任※ ₂ は、出願を予定する特別支援学校長の定める期日に、当該学校の就学相談会に参加することとする。 |

※1 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、入学志願者を現に監護するものをいい、当該入学志願者が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。

※2 入学志願者が成年者の場合にあつては、保証人（本県に居住する親族等）とする。

2 募集定員

別途公示する。

3 就学相談会

入学志願者の入学の意思又はその就学に関する保護者及び担任、入学志願者が成年者の場合にあつては、保証人の意向を十分に把握し、適切な就学を図るため、以下のとおり就学相談会を実施する。

学校名	就学相談会		住 所
	参加受付期間	開催期間	電話番号
島根県立松江養護学校	8月26日（月） ～8月30日（金）	10月1日（火） ～10月31日（木）	松江市西川津町31 TEL 0852-55-4514(高等部直通)
島根県立出雲養護学校	8月23日（金） ～8月29日（木）	9月27日（金） ～10月25日（金）	出雲市神西沖町2485 TEL 0853-43-3570(高等部直通)
島根県立石見養護学校	9月2日（月） ～9月6日（金）	10月7日（月） ～10月18日（金）	邑智郡邑南町中野2384-18 TEL 0855-95-2141(職員室直通)
島根県立浜田養護学校	8月21日（水） ～9月3日（火）	10月3日（木） ～10月25日（金）	浜田市国分町342-2 TEL 0855-28-2200
島根県立益田養護学校	8月26日（月） ～8月30日（金）	9月30日（月） ～10月11日（金）	益田市横田町2120-1 TEL 0856-31-5111
島根県立隠岐養護学校	9月2日（月） ～9月6日（金）	9月24日（火） ～9月27日（金）	隠岐郡隠岐の島町城北町363 TEL 08512-2-3593

(1) 就学相談会の参加に要する書類

入学志願者の卒業又は卒業見込みの中学校等（以下「出身中学校等」という。）の校長は、志願先の特別支援学校長へ下記の書類等を提出する。なお、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。郵送する場合は簡易書留郵便又はレターパックプラスにて送付する。

- ① 就学相談会申込書（知様式第1号）
- ② 就学相談会事前調査書（知様式第2-1号又は知様式第2-2号）
- ③ 主治医の診断書又は意見書（診断名が明記されたもの）
- ④ 日時通知に係る送料

隠岐養護学校を除く特別支援学校	隠岐養護学校
日時通知書送付用 レターパックプラス	日時通知書送付用切手（申込者が1～2名の場合は84円、3～9名の場合は94円）＋簡易書留料金＋封筒
お届け先欄に学校名、住所、校長名を記入したもの	学校名、住所、校長名を記入した封筒に必要な切手を貼ったもの

- ⑤ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの

<提出書類に係る留意点>

- ・② 就学相談会事前調査書について、下記の様式で作成し提出すること。

区分	志願者	提出様式
A	知的障がい特別支援学校又は知的障がい学級に在籍する者	知様式第2-1号
B	その他の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者 通常の学級に在籍する者	知様式第2-2号
C	中学校等を卒業後6年以上経過している者	知様式第2-1号
D	学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者	知様式第2-1号

- ・③ 主治医の診断書又は意見書について

(ア) 1 出願資格②に該当する者のうち出身中学校等の自閉症・情緒障がい学級に在籍の入学志願者及び1 出願資格③に該当する者のみ提出するものとする。自閉症・情緒障がい学級に在籍の入学志願者のうち、療育手帳所有者は除く。

(イ) 上記(ア)において、主治医の診断書又は意見書に「知的障がい」と診断されていない場合は、併せて市町村教育委員会の意見書（県様式10）を提出すること。

また、やむを得ず主治医の診断書又は意見書の提出が難しい場合は、市町村教育委員会の意見書（県様式10）に替えることができるものとする。ただし、上記区分C及びDに該当する者は、市町村教育委員会の意見書（県様式10）に替えることができない。

出身中学校等の校長は、主治医の診断書又は意見書に「知的障がい」と診断されていない場合や主治医の診断書又は意見書の提出が難しい場合は、速やかに市町村教育委員会に意見書（県様式10）の作成を依頼する。当該市町村教育委員会は、入学志願者の実態を把握するための参考資料や聴き取り等をもとに意見書を作成し、就学相談会の受付期間に間に合うよう、入学志願者の出身中学校等の校長へ送付する。

(ウ) 上記(ア)において、複数の知的障がい特別支援学校へ参加を申し込む場合は、医師の診断書又は意見書は複写でよい。

(エ) 知様式第1号及び第2-1号、第2-2号については、県教育委員会ホームページ（特別支援教育課）に掲載する。ただし、上記区分C及びDに該当する者等については、入学者選抜に係る説明会の際又は請求に応じて配付する。

(2) 就学相談会の日時の通知

参加を申し込んだ各特別支援学校から出身中学校等の校長を経由して個別に通知する。なお、上記区分C及びDに該当する者等は、各特別支援学校から直接通知する。

4 出願手続

(1) 出願の制限

入学志願者は、出願資格を有する者に限り、第1志望校のみ出願することができる。ただし、同一校において、本校と分教室を併願する場合に限り、第2志望を出願することができる。

なお、知的障がいその他に、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱を併せ有する者も出願することができる。

(2) 入学願書等の提出

- ① 入学志願者の出身中学校等の校長は、次のア、イ、ウ、エをまとめて所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学願書（知様式第3号）入学志願者が記入し、出身中学校等の校長を経由して提出

イ 入学志願者調査書（知様式第4号）入学志願者ごとに出身中学校等の校長が作成

ウ 受検票等送付に係る送料 学校ごとに準備

隠岐養護学校を除く特別支援学校	隠岐養護学校
受検票送付用 レターパックプラス	受検票送付用切手 定形外郵便+簡易書留料金
お届け先欄に学校名、住所、校長名を記入したもの	学校名、住所、校長名を記入した封筒に必要な切手を貼ったもの。ただし、入学志願者が3名以上の場合は、その他の特別支援学校と同様とする

エ 検査結果通知に係る送料 学校ごとに準備

隠岐養護学校を除く特別支援学校	隠岐養護学校
検査結果通知書送付用 レターパックプラス	検査結果通知書送付用切手 定形外郵便+簡易書留料金
お届け先欄に学校名、住所、校長名を記入したもの	学校名、住所、校長名を記入した封筒に必要な切手を貼ったもの。ただし、入学志願者が3名以上の場合は、その他の特別支援学校と同様とする

※ ただし、「エ 検査結果通知に係る送料」は、出身中学校等の校長が教員を派遣して検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてよい。

- ② 入学志願者で、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、次に掲げるものを所定の期間中に直接、志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学願書（知様式第3号）

イ 受検票送付用 レターパックプラス（お届け先欄に住所、本人氏名を記入したもの）

ウ 検査結果通知書送付用 レターパックプラス（お届け先欄に住所、本人氏名を記入したもの）

※ ただし、「ウ 検査結果通知書送付用 レターパックプラス」は、志願先の特別支援学校に向いて直接検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてよい。

<出願書類に係る留意点>

- ・入学願書（知様式第3号）については、就学相談会以降に配付する。
- ・入学志願者調査書（知様式第4号）については、県教育委員会ホームページに掲載する。
- ・封筒表面左に「入学者選抜関係書類在中」と朱書きし、郵送の場合は、簡易書留郵便又はレターパックプラスにて送付すること。

- ③ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの

(3) 出願期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月10日（金）まで

* 郵送の場合は、1月10日（金）午後5時 必着

* 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間で受け付ける（ただし土・日・祝日を除く）

(4) 受検の辞退

出願した後、入学志願者が何らかの事由で受検を辞退する場合は、入学志願者はすみやかに出身中学校等の校長を経由して志願先の特別支援学校長に入学者選抜検査辞退届（県様式3）を提出すること。

ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志

願先の特別支援学校長へ提出する。

(5) 県外居住者の出願

① 保護者が県外に居住する入学志願者

様式	提出先
・ 島根県立特別支援学校高等部・専攻科入学志願承認願（県様式6）に必要書類を添付 ・ 県外入学志願誓約書（県様式7） ・ （2）入学願書等の提出に記載された書類	・ 出身中学校等（高校等）の校長を経由して志願先の特別支援学校長
中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、志願先の特別支援学校長に直接提出する。 この手続を経て、当該特別支援学校長の承認を受けた場合に限り、入学願書は受理される。	

② 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の特別支援学校高等部へ出願期限を過ぎて出願する入学志願者

様式	提出先
・ 島根県立特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願承認願（県様式8）に必要書類を添付 ・ 県外入学志願誓約書（県様式7）	・ 出身中学校等（高校等）の校長を経由して県教育委員会
中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接県教育委員会に提出する。 この手続を経て、県教育委員会の承認を受けた場合に限り出願することができる。また、その場合島根県立特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願承認願（県様式8）及び県外入学志願誓約書（県様式7）を入学願書に添付しなければならない。	

③ 保護者が県外に居住する入学志願者は、原則、本県に居住する親族により保証人を置くものとする。ただし、次の場合に限り、保証人を置かないことができる。

ア 保護者が転勤又は転住により、本県に転居する場合

イ 児童相談所により本県内施設に措置され、当該施設長が親権を有している場合

ウ 県教育委員会に協議の上、特別の事情が認められた場合

(6) 中学校等の通常の学級在籍者の出願

卒業又は卒業見込の中学校等における通常の学級在籍者の出願にあたっては、出身中学校等の校長は、居住する市町村教育委員会に個人状況票（県様式9）、医師の診断書又は意見書若しくは療育手帳の写し及びその他入学志願者の実態を把握するための参考資料を提出する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者は除く。

当該市町村教育委員会は、市町村教育委員会の意見書（県様式10）を添付し、10月末日までに所管する教育事務所を経由して県教育委員会に提出をする。

なお、医師の診断書又は意見書若しくは療育手帳の写しの提出が難しい場合は、相談支援チーム等の意見書及び中学校等入学以降に実施された心理検査等の記録に替えることができる。

県教育委員会は、出願資格の有無を判断し、当該出身中学校等の校長を経由して結果を通知する。

入学志願者は、出願資格を有すると判断された場合に限り、入学願書に当該通知の写しを添付し、出身中学校等の校長を経由して、志願先の特別支援学校長に提出する。

- (7) 受検料
不要

5 選 抜 検 査

- (1) 入学者選抜基準

特別支援学校長は、各受検者について、特別支援学校（知的障がい教育）高等部の教育課程による学習の適性を判断して選抜を行う。

- (2) 検査内容、実施期日、検査場

検査内容	実施期日	検査場
面接	令和7年2月5日（水）	志願先の特別支援学校

- (3) 受検票

受検票及び日程の詳細等は、志願先の特別支援学校長から出身中学校等の校長を経由して、入学志願者に送付する。

ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者には、直接送付する。

- (4) 追検査

やむを得ない事由により検査を受けることができない入学志願者は、入学者選抜検査開始時刻までに志願先の特別支援学校長に報告することとし、その後すみやかに入学者選抜検査欠席事由届（県様式1）を出身中学校等の校長を経由して志願先の特別支援学校長に届け出ることにより、追検査を求めることができる。

ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

6 合 格 発 表

- (1) 合格者の発表

令和7年2月19日（水）午前10時

各学校において、掲示等で発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。

- (2) 合否の通知

出身中学校等の校長を経由して、入学志願者本人又は保護者あてに文書により通知する。出身中学校等の校長が教員を派遣して通知を受ける場合は、当該出身中学校等の校長は、当該派遣教員をとおして委任状（県様式5）を提出するものとする。

ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者については、直接合否を通知する。

7 入 学 の 辞 退

合格発表後、何らかの事由により入学を辞退する場合は、入学志願者は出身中学校等の校長を経由して、志願先の特別支援学校長にすみやかに入学辞退届（県様式4）を提出する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長に提出する。